(その1)

収支報告書

平成30年分
(　　開催分)

(ふりがな)	しばやままさひここうえんかい
1 政治団体の名称	しばやま昌彦後援会
2 主たる事務所の所在地	埼玉県所沢市小手指町2-12-4 ユーケー小手指101号室
3 代表者の氏名	宇佐美　保政
4 会計責任者の氏名	大塚　隆浩
事務担当者の氏名	宇佐美　保政
(電話)	090-3219-4983
(電話)	
(電話)	

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類(現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	柴山　昌彦
公職の種類(現職・候補者の別)	衆議院議員(現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類(現職・候補者の別)	

第五号 収受 -1.5.31 選挙管理委員会

100210/209488/西/　/10✓

13永⑦

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	12,393,197
（前年からの繰越額）	8,968,700
（本年の収入額）	3,424,497
支出総額	1,677,035
翌年への繰越額	10,716,162

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ｱ) 個人からの寄附	1,869,928	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,869,928	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,869,928	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	三山会役員会	35,000	
2	大井しばワン総会懇親会	252,000	
3	しばざくら会視察会	796,500	
4	上新井後援会役員会	50,000	
5	三山会役員会	35,000	
6	福島復興支援視察会	260,000	
7	三山会視察会	126,000	
8			
	合計	1,554,500	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
	１件10万円未満のもの	69	
	合　　計	69	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	土屋惠一	4,000	H30/2/27	埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞3丁目6番2	地方議員	
2	吉田孝之	100,000	H30/4/19	埼玉県所沢市南永井965番2	会社役員	
3	野澤嘉彦	100,000	H30/4/23	埼玉県所沢市緑町1丁目1番11-511	団体役員	
4	原敏子	20,000	H30/5/21	埼玉県所沢市北所沢町2225番3	団体役員	
5	見澤順子	10,000	H30/5/30	埼玉県所沢市旭町26番5	団体役員	
6	吉田武夫	10,000	H30/7/26	埼玉県所沢市並木8丁目7番3-1104	無職	
7	小澤一雅	10,000	H30/8/31	大阪府守口市東光町1丁目19番7	会社員	
8	吉田孝之	100,000	H30/10/4	埼玉県所沢市南永井965番2	会社役員	
9	細沼勝彦	50,000	H30/10/4	埼玉県所沢市南永井1020番4	農業	
10	遠藤順子	10,000	H30/10/9	埼玉県所沢市榎町9番5	無職	
11	関口典男	20,000	H30/10/9	埼玉県所沢市小手指町4丁目17番5	無職	
12	栗林建國	10,000	H30/10/9	埼玉県所沢市小手指町4丁目11番8	無職	
13	長沼浩	30,000	H30/10/9	埼玉県所沢市上新井4丁目45番6	会社役員	
14	安田永一	200,000	H30/10/9	埼玉県所沢市上新井4丁目79番14	会社役員	
15	菅沼邦雄	10,000	H30/10/9	埼玉県所沢市山口1354番5	会社役員	
16	市川洋子	10,000	H30/10/9	埼玉県ふじみ野市亀久保1145番22	無職	
17	内野美代	50,000	H30/10/9	埼玉県所沢市東所沢5丁目1番-205	会社役員	
18	宮寺成人	100,000	H30/10/11	埼玉県入間市下藤沢630番6	税理士	
19	斉藤禮次郎	20,000	H30/10/18	埼玉県所沢市東町15番2-4	会社役員	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
20	下田能久	5,928	H30/10/18	埼玉県所沢市南住吉17番1	会社役員	
21	小達邦利	10,000	H30/10/26	埼玉県所沢市小手指町4丁目1番16	無職	
22	原島恵知夫	10,000	H30/10/26	埼玉県所沢市下富1039番6	柔道整復師	
23	林明	100,000	H30/11/8	埼玉県狭山市入間川2丁目5番7	医師	
24	大舘敦子	100,000	H30/11/12	埼玉県所沢市小手指元町2丁目11番4	会社役員	
25	鈴木伴忠	20,000	H30/11/26	埼玉県狭山市南入曽971番3	会社役員	
26	桐山裕幸	50,000	H30/12/5	埼玉県入間郡三芳町北永井786番2	会社役員	
27	増田忠雄	30,000	H30/12/12	埼玉県所沢市小手指町1丁目13番24	無職	
28	鈴木宗五	50,000	H30/12/12	埼玉県所沢市中富922番地	農業	
29	土田善之	30,000	H30/12/20	埼玉県所沢市小手指町3丁目19番1-R212	会社員	
30	新井重雄	100,000	H30/12/26	埼玉県所沢市三ケ島5丁目1番536	会社役員	
31	村松正実	500,000	H30/12/26	埼玉県所沢市小手指町4丁目21番6	団体役員	
32						
	その他の寄附	0				
	合計	1,869,928				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	128,652	0	
小計	128,652	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,548,383	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	1,548,383	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	1,548,383	0	
合計	1,677,035		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	郵送料	32,976	H30/4/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目3番2	
2	郵送料	18,216	H30/4/20	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目3番2	
3	監査報酬	32,400	H30/12/14	九貫恒也税理士事務所	埼玉県所沢市上新井4丁目66番14	
4						
5						
	その他の支出	45,060				
	合計	128,652				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		6．その他の事業費	
					その他の事業	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	懇親会代	35,000	H30/2/23	ひさご寿司	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1643番5	三山会役員会
2	懇親会代	250,000	H30/2/25	喜久家	埼玉県ふじみ野市亀久保4丁目7番20	大井しばワン総会懇親会
3	バス代	781,570	H30/6/6	西武観光バス株式会社	埼玉県所沢市久米546番1	しばざくら会視察会
4	懇親会代	50,000	H30/8/26	北京飯店	埼玉県所沢市小手指台23番1マミーマート内	上新井後援会役員会
5	懇親会代	35,000	H30/8/27	ひさご寿司	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1643番5	三山会役員会
6	昼飯代	27,540	H30/9/8	株式会社漁師の店やまろく	福島県いわき市小名浜辰巳町43番1	福島復興支援視察会
7	バス代	211,950	H30/9/14	ミヨシトータルサービス株式会社	埼玉県入間郡三芳町上富1496番4	福島復興支援視察会
8	バス代	53,540	H30/12/3	有限会社日邦観光	埼玉県所沢市若狭3丁目2351番1	三山会視察会
9	昼食代	60,480	H30/12/3	株式会社伊豆榮	東京都台東区上野2丁目12番22	三山会視察会
10						
	その他の支出	43,303				
	合計	1,548,383				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年　5月　27日

政治団体の名称　しばやま昌彦後援会

会計責任者の氏名　大塚　　隆浩　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和元年５月２３日

しばやま昌彦後援会
代表　　宇佐美　保政　　殿

登録政治資金監査人　九賀克博
登　録　番　号　　第　２３７１　号
研修終了年月日　　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、しばやま昌彦後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

（４）　この政治資金監査は、しばやま昌彦後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。なお領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

しばやま昌彦後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、しばやま昌彦後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上